

# 高校生世代のひきこもり未然防止支援事業運営業務委託仕様書

## 1 委託業務名

高校生世代のひきこもり未然防止支援事業運営業務

## 2 業務の目的

増加している不登校生徒が中学校を卒業した後に、相談窓口や支援機関等とつながらず、適切な支援を受けないまま潜在化し、長期間のひきこもりになると、社会的経験不足等により就学や就労が困難となり、生活困窮や生活保護に陥る可能性が高くなる。これを予防回避するために、若者等（高校生世代の若者をいう。以下同じ。）に対して、安心・安全な居場所を提供し、若者等とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、仕事体験等の場を提供するとともに、若者等とその家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の支援を実施するもの。

## 3 契約期間

契約期間等は下記のとおりとする。

契約期間：契約締結日から令和9年(2027年)3月31日まで

契約形態：委託契約

※なお、契約締結日から令和6年(2024年)3月31日までの期間は円滑な事業実施に向けた準備期間とする。業務準備期間中における経費は受託者の負担とする。

また、この業務は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定による長期継続契約を予定しているため、令和7年度以降において、当該契約に係る歳出予算において減額又は削除があったときは、契約を変更又は解除する可能性がある。

開所日：遅くとも令和6年（2024年）7月20日までに開所すること。

## 4 委託業務内容

下記の業務内容について、若者支援総合相談窓口やとよの若者サポートステーション、その他若者支援に関連する窓口・機関・会議と連携して運営すること。

### (1) 職員の配置

#### ①統括責任者の配置

指導担当職員、支援専門職員、支援プログラムコーディネーター及び地域人材並びに事業全体統括する責任者を配置すること。

本事業に専従である必要は無い。

#### ②指導担当職員の配置

児童福祉事業、若者支援事業またはそれらに類する業務に従事していた経験を持つ者を1名以上配置すること。

専従の常勤職員（常勤的非常勤職員を含む）であることが望ましい。

#### ③支援専門職員の配置

若者等やその家庭を対象としたソーシャルワークの業務に従事していた経験を持ち、十分なソ

ーシャルワークスキルを有する者を、支援の必要性を考慮して適宜配置できる体制を整備すること。（他業務との兼務及び外部専門家との契約による配置でも可）

社会福祉士、精神保健福祉士、公認心理士又は臨床心理士の資格を有することが望ましい。

#### ④支援プログラムコーディネーターの配置

商店、企業、行政、学校、NPO団体等と連携するとともに、ボランティア等地域人材の募集や手配を行うなど、利用者が地域内で様々な体験活動ができるプログラムのコーディネートを行うことができる者を適宜配置できる体制を整備すること。

本事業に専従である必要は無い。又、①②③の業務と兼務でも可

#### ⑤地域人材の活用

その他ボランティア等地域人材を活用すること。

※開設時間中は①～⑤の職員を最低でも2名以上業務に従事させること

## (2) 事業内容

以下の取組を行うこと。

事業実施日の記録として、別途定める活動日誌を作成すること。なお、虐待やヤングケアラーと疑われる事案を発見した場合は、ただちに関係機関に連絡すること。

委託業務内容を円滑に進めるため、若者等だけでなく、保護者等家庭との関係性の構築や、必要に応じた支援を受けることへの同意を得られるよう努めること。

### ①利用者の登録

(i) 本事業を利用する場合は、事前登録制とする。登録にあたっては、常時利用を希望する場合（以下、「常時利用者」と言う）には、保護者の同意を得るものとする。なお、集団プログラムは、集団プログラムのみの利用を認めることとし、集団プログラムのみの参加を希望する場合には、保護者の同意は不要とする。

(ii) 常時利用者の登録は概ね20名迄とするが、登録者の参加日数や状況によっては、20名を超えて登録を受け付けるものとする。20名を超える申込があった場合には、その都度市へ報告するものとし、市と協議のうえ決定する。

(iii) 集団プログラムの登録者は常時利用者を含め概ね90名迄とする。

ただし、登録者数が90名を超えている場合であっても、集団プログラムのみの参加希望者に限り、当該プログラムの定員に余裕がある場合には登録を受け付けるものとする。

### ②若者等の見守り

配置職員による以下の(i)～(ix)に掲げる取組を包括的に実施すること。

(i) 若者等への安心・安全な居場所の提供

(ii) 基本的な生活習慣（生活リズム、健康管理、整理整頓）の習得支援や生活指導

(iii) 学習支援（宿題の見守り、授業・進学サポート等）

(iv) 社会的自立に向けた個別・集団プログラム

(v) 学校、行政との情報共有・連携のための会議への出席等

- (vi) とよの地域若者サポートステーション等の専門支援機関等との情報共有・連携のための会議等の実施
- (vii) 若者等の家庭への訪問を含めた支援（家庭環境の把握、保護者への相談支援等）
- (viii) 常時利用者への支援計画策定
- (ix) その他、居場所における若者等に必要な支援

※(iv)については、個別プログラムは個々の状況に応じた内容とし常時利用者のみを対象とする。集団プログラムは、コミュニケーションや人間関係づくりを学ぶ内容を基本とし、今後の就学や就労に向けた内容とし、常時利用者以外がプログラムのみ参加することを可能とする。これらのプログラムの内容については、事業者として必要と考える内容を提案すること。ただし、地域の商店などでの職業体験は必須とする。最終的には、その提案内容をふまえ市と協議のうえ決定する。

※必要に応じて食事の提供は可とする。集団プログラムにて調理を実施する場合は、食材費は委託料からの支出を認める。昼食や夕食として提供する場合にはフードバンク等と連携し取り組むことを基本とするが、必要に応じて市と協議のうえ決定する。食事の提供を行う場合は、必要な許可などについて事前に保健所と協議し、必要な許可を得た上で事業を実施するものとする。

※上記支援を常時提供する必要はないものの、特に(iii)及び(iv)の取組については若者等から求められた際に、確実に支援を提供できる体制を整備すること。

### (3) 事業実施場所

効果的に事業実施が可能である場所（空き家や賃貸物件の活用を含む）とし、市と協議のうえ決定する。

実施場所については、常時利用者（最大20名）が活動できる場所を確保すること。なお、集団プログラムについては、豊中市立生活情報センターくらしかん（北桜塚2-2-1）の貸室、庄内コラボセンター（庄内幸町4-29-1）3階の豊中しごと・くらしセンターのセミナー室及び4階の花壇を無償で利用する事ができる。ただし、花苗、肥料、園芸用品等の費用は委託料から支出するものとする。

### (4) 開所日数

(3)において、委託期間内に各回5時間以上、年241日以上実施することとし、年間1,446時間以上開所すること。ただし、初年度については、開設準備期間があることから、実際の開所月数に120.5時間に乗じた時間とする。月の途中から開設する場合は市と協議して決定する。なお、開所日の設定については、本事業の目的をふまえてスケジュールを含め事業者としての考えを提案すること。最終的には、その提案内容をふまえ市と協議のうえ決定する。

### (5) 開所時間

原則13時から17時をコアタイムとして開所するものとするが、学校の授業時刻その他の状況等を考慮して定めるものとする。また、コアタイム以外の時間の設定について、事業者としての考えを提案すること。

## (6) 連携支援

### ①子どもの居場所運営者や学校等との連携

若者等がより多く参加しやすくなるよう、そして連携した支援ができるよう他の居場所運営者や学校等に対して働きかけを行うこと。また、事業を通して把握した若者等の状況に応じて、他の居場所運営者や学校等と連携した支援を行うこと。

### ②関係機関との連携

関係機関が実施する各種支援制度の概要を把握した上で、若者等を必要に応じた支援につながるのと同時に、関係機関と連携した支援や見守りを行うこと。

### ③若者事業との連携

若者支援総合相談窓口等事業受託者と緊密に連携し、他の居場所や相談窓口で発見された若者等の受け入れ等を行うこと。

上記①～③以外の関係機関との連携については事業者としての考えを明確に示すこと。最終的には、その提案内容をふまえ市と協議のうえ決定する。

## (7) 支援力強化のための取組

月に1回程度を目安として、学識経験者等の助言を得ながら、業務にあたること。

支援にあたる職員、ボランティア等地域人材に対し、必要に応じて支援力を高めるための研修およびメンタルサポートを行うこと。

## 5 年度別業務計画書、月次業務報告書、年次事業報告書(成果品)

業務実施にあたっては、下記3点を作成し、委託者に提出すること。

### (1) 年度別業務計画書

「4 委託業務内容」についての事業計画書を作成し、契約締結日から14日以内に提出すること。

### (2) 月次業務報告書

「4 委託業務内容」について、別途定める月次業務報告書を作成し、報告内容を記載した月の全活動日誌とあわせて、翌月10日までに提出すること。ただし、最終月分については、年度末までに提出すること。

### (3) 年次事業報告書

毎年度の事業完了後、年次事業報告書を作成し、4月10日までに提出すること。

## 6 個人情報の取扱い

豊中市個人情報の保護に関する法律施行条例をなどの諸規定を遵守し、個人情報保護のために必要な措置を講じること。特に、支援対象者等の個人情報に関する取扱いは、当該対象者等の状況や、共有対象によって異なるため、事務局に確認するなど慎重に行うこと。本事業で使用する個人情報の入ったパソコンの持ち出し、及び外部記憶媒体によるデータの持ち出しは禁止する。

本業務の実施にあたり、委託業務内容に関わる統括責任者、担当者及びボランティア等は、別途定める個人情報保護に関する宣誓書を市に提出すること。

## 7 受託者の業務実施体制及び義務

本業務の実施にあたり、統括責任者1人、担当者1人以上を配置すること。また、ボランティアを積極的に受け入れるなど、若者等に対して丁寧に対応できる体制を整えること。

業務を円滑に進めるため、受託者は委託者と密接に連絡を取り、相互に確認を行うとともに、委託者から報告（進捗状況、疑義回答等）を求められたときは、速やかに報告すること。

## 8 契約終了時の業務の引継ぎ

受託者は本契約が終了した場合（契約解除により契約が終了した場合を含む。以下同じ。）は、本業務を他の者に引き継ぐ必要がある場合は、本契約期間中に引継期間を設け、次期受託者が円滑に業務を行えるよう十分な引継ぎを行うこと。その際、市および次期受託者からの資料等の請求は、受託者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると市が認めた場合を除き、すべて応じるものとする。また、契約終了時に受託者が業務上必要な処理等で途中にあるものが発生した場合は、事務の種類やその状態を明確にし、次期受託者が速やかに業務を遂行できるようにすること。

## 9 その他

(1) 本事業の実施場所において当該委託事業以外の取組みを実施することについては、若者等の支援に必要な取組みに限り、開設時間以外での実施を認める。ただし、本事業と関係性が深く同時に実施する事により高い効果が期待できる場合には、事前に市と協議し、市が認めた場合に限り開設時間中の実施を認める。なお、当該委託事業以外の取組みを実施する場合には業務に係る経費を明確な根拠に基づいて案分することとし、補助金や助成金等を利用する場合には、申請前に市と協議し、市が認めた後申請を行うものとする。

### (2) 不当介入に対する報告・届出等

・受託者は、契約の履行に当たって、「豊中市発注契約に係る不当介入対応要領（平成24年2月1日制定）」の定めるところにより、暴力団員等から不当若しくは違法な要求又は契約の適切な履行を妨げる行為（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、本市への報告及び管轄警察署への届出（以下「報告・届出」という。）を行わなければならない。

・報告・届出は、不当介入等報告・届出書により、速やかに、本市に報告するとともに、管轄警察署の行政対象暴力対策担当者に届け出るものとする。ただし、緊急を要するため時間的余裕がなく、当該不当介入等報告・届出書を提出できないときは、口頭により報告することができる。この場合は、後日、不当介入等報告・届出書により報告し、及び届け出るものとする。

・受託者は、下請負人等が暴力団員等から不当介入を受けた場合は、速やかに報告・届出を行うよう当該下請負人等に指導しなければならない。

・報告・届出を怠った場合は、当該受託者等に対し、注意の喚起を行うことがある。

(3) 受託者は、事業実施にあたり、事業対象者及びその保護者並びにその他の第三者に損害を与えた場合には、その損害を賠償するものとする。このため、必要な範囲で傷害保険等必要な保険に加入しなければならない。

(4) 受託者は、利用者の安全を十分考慮し、事故発生時の対応を含めた安全管理体制を整備し、事故等に速やかに対応できるようにするとともに、事故発生時には市に速やかに報告をしなければならない。また、消防訓練、避難訓練、利用者の非行・虞犯・触法に関する通報等に係る

マニュアルを設置すること。

- (5) 受託者は、学習教材やプログラム利用による交通費など、利用者が実費負担すべきものを除き、利用者から利用料等を徴収してはならない。実費徴収する場合は、事前に市と協議し、市が認めた場合に限り徴収を認めるものとする。(6) 受託者は、事業対象者に対して販売行為や特定の施設の宣伝・紹介等の営業活動または営業活動に準ずる行為を行ってはならない。また、宗教への勧誘等、本事業の活動にそぐわない行為は禁止する。
- (7) 本仕様書に特に定めのない事項については、委託者と受託者が協議のうえ定めるものとする。